

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	久保谷	石原	起案	27・9・11
						決裁	27・9・15
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 3 回 公共施設使用料見直し プロジェクトチーム		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 6 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ		
開催日時	平成 27 年 9 月 10 日 (木) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 10 分		
開催場所	3 A 会議室		
出席者	くらし安心部長	福祉部長	教育部長
	市民自治振興課長	文化会館長	人権推進課長
	地域福祉課長	高齢介護課長	こども育成課長
	スポーツ振興課長	森林づくり課長	生涯学習課長
	図書館長	環境保全課課長代理(環境緑政担当)	農産課課長代理(農業振興担当)
	健康づくり課主査(成人健康担当)		
	政策部長(チームリーダー)	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	
	事務局	公共施設再配置推進課主査	
議 題	1 低稼働時間帯の有効活用に関する提案の募集について		
	2 その他		
配付資料	資料 1 低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について (案)		
	資料 2 行政財産の使用許可に係る法体系等について		
	参考 対象施設の選定について		
会 議 結 果			
【議題 1】低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について			
① 現時点での応募の見込みは立てているのか。 ⇒ 全くの応募がないということはないと考えている。			
② 「健康講座」と称し、実際は高額な商品を販売する「悪質商法」に利用される懸念もある。「主催者が利益を得ることを妨げるものではない」の詳細について、あらかじめ決めておくべき。			
③ 法体系の解釈について、庁内だけではなく、外部に確認するなどして、判断の妥当性を確保して欲しい。			
④ 施設の設置条例とは別に、地方自治法に基づく例外的利用の概念を持ってきたということで良いか。また、広畑ふれあいプラザ、末広ふれあいセンターは条例で使用料を無料としているが、それとの整合はどうか。施設所管課が市民に十分説明できるような根拠づけが欲しい。 ⇒ 条例の規定に則った利用(通常の利用)は条例に基づく利用であり、今回の「目的外使用」は、設置条例の外にある利用であり、設置条例に則らない利用である。この場合の根拠は地方自治法であり、使用料については「目的外使用に係る使用料に関する条例」に定めている。今回は、試行的に実施するため、現行の法・条例の解釈の中で運用しようとしているが、本格実施にあたっては、設置条例の改正が必要になることもあると考える。			
⑤ 「目的外使用」よりも「貸付」の方が説明しやすいのではないか。 ⇒ 「貸付」は、賃貸借契約によって行われ、借地借家法の規定が適用される。長期安定的な使用を可能とした制度であり、今回のような利用には適さないと考える。			

⑥ 原案では4施設で実施するとのことだが、今後拡大していく意向はあるのか。「設置条例の改正」という話があったが、法で規定されている施設には拡大できないのではないか。

⇒ 4施設で試行して他でも実施すべきという方向になれば、一般の利用者の支障とまらない範囲での拡大は考えられが、当然、法の規定は遵守する。

⑦ 「低利用」と「未利用」は異なる。「稼働率が23.4%と低い」といっても、逆に言えば23.4%の利用はあるわけで、その利用者への丁寧な説明が必要。また、施設の選定経緯について、他の施設の稼働率のデータも出して欲しい。

⑧ 「その用途又は目的を妨げない」とあるが、一般利用者の施設予約の開始前に既に「行政財産の目的外使用の許可」によって予約されていることに矛盾を感じる。

⑨ 使用料の決定についてはどのようなか。現在、あらかじめ予約のない日の夜間開放を行っていない施設では、新たに人件費が発生する可能性がある。

⇒ 原案では「維持管理費以上とする」とあるが、「目的外使用に係る使用料に関する条例」に定める加算金については、提案の内容を考慮して別に定めるものとする。

⑩ 実施にあたって国庫補助の返還が必要になるのではないか。

⇒ 保健福祉センターへの郵便局誘致にあたって補助を返還しているが、その事業を実施することで補助の返還額や事務手続きを考慮しても、本市として大きな効果が得られるのであれば、それは支障ではないというのが再配置の基本的な姿勢である。

#### 【議題2】その他

① 末広ふれあいセンターは、「曾屋ふれあい会館」閉館に伴う機能補完の対象となっており、所管課で「施設のあり方の見直し」を提案していた。全庁的に検討が必要であると考えるので、公共施設再配置推進会議で先導して欲しい。

② 今後の使用料見直しの進め方は、どのようなか。議案上程の時期についての認識に施設所管課間で相違があるようだが、スケジュールを示して欲しい。

⇒ 各施設所管課で使用料の金額の試算を終えたところもあるが、今後このWGで施設間の調整していくことになる。その意味では、現時点で改定案は何も決定しておらず、各課等で試算した数字を外部（諮問が必要な組織を含む）に出す段階ではない。その先のスケジュールについては、庁内での意思統一を図れるよう調整する。

③ 施設の運営委員会等に自治会役員が含まれており、情報を公表するタイミングが難しい。

⇒ 必要であれば、自治会役員会を臨時で開催することもできるので、自治会への配慮は最優先として欲しい。

備考